

平成 29 年 10 月 2 日

資源エネルギー庁

10kW 未満の太陽光発電設備の事業計画書提出期限の延長

並びにみなし移行手続に係る審査状況等について

1. 10kW 未満の太陽光発電設備の事業計画書提出期限の延長について

本年 4 月から施行された新たな固定価格買取制度では、旧制度において認定を取得した事業者は、新制度への移行手続（以下、「みなし移行手続」）として、再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（以下、「事業計画書」）を提出していただいているところ、平成 29 年 8 月 31 日に FIT 法施行規則が改正され、10kW 未満の太陽光発電設備については、事業計画書の提出期限が平成 29 年 12 月 31 日に延長されました。

これから事業計画書を提出される予定の 10kW 未満の太陽光発電設備をお持ちの事業者の皆様におかれましては、以下の 2～5 記載の内容にご留意いただき、お早めのご提出をお願いいたします。手続の詳細につきましては、下記のお知らせをご覧ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/ikoukaisetsu.pdf

2. みなし移行手続の審査状況について

現在のみなし移行手続（電子と紙媒体の 2 種類をご用意）の状況ですが、これまでに体制強化を図ることで、電子で提出されたものについては、一部審査に時間を要している事案を除き、ほぼ 2 ヶ月以内で手続を完了する状況となっている一方で、紙媒体で提出されたものについては、当初の想定を大幅に超える件数が提出されており、2 ヶ月を超過する状況が続いております。特に、7 月以降、紙媒体での提出件数の増加が顕著になっており、遅延の解消には時間がかかることが見込まれます。

については、これから事業計画書を提出される予定の 10kW 未満の太陽光発電設備をお持ちの事業者の皆様におかれましては、可能な限り電子申請での提出をしていただきますようお願いいたします。※

3. 電子での手続方法

システムを利用するに当たっては、手続を行う者に付与している登録者としてのログイン ID と自身の認定情報を閲覧するための設備設置者としてのログイン ID があり、認定時に手続を行った登録者に通知しております。

設備設置者本人が電子申請を行うには、登録者としてのログイン ID とパスワードが必

要です。登録者とは、本来、設備設置者の代理で手続を行う者であり、工務店等にこれまでの手続を委任していた場合は、その工務店等が登録者になっております。今回のみなし移行手続をするには登録者に改めて手続きをしてもらうよう依頼をするか、既に設備設置者本人が登録者として直近の手続を行ったことがある場合は、本人が登録者として手続をすることになります。

なお、前回の手続きは登録者に依頼したものの、今回のみなし移行手続は設置者本人が行いたい場合には、システム (<https://www.fit-portal.go.jp/>) より登録者として新規登録をしていただき、その後、設置者のログインIDとパスワード※にてログインいただき、登録者変更を選択し、登録者として新規登録をした際に付与されたログインIDを入力していただくことで、設置者本人がみなし移行手続を行うことができます。

(※)電子申請にあたっての留意点

設置者のログインIDとパスワードがお分かりにならない場合は、JPEA 代行申請センターに照会すれば確認できます。現在、照会作業に2ヶ月程度を要していますが、今後作業期間の短縮のため体制の強化を図る予定です。なお、ログインIDとパスワードの照会方法は、<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword>に掲載しております。

4. みなし移行手続における進捗状況や到達確認の問い合わせについて

電子で申請された方の進捗状況は、電子申請マイページにおいて申請状態の欄により確認することができる一方、紙媒体で申請された方の進捗状況や到達確認の問合せについては、確認作業に時間を要し審査に影響が生じることから、対応を行っておりません。

については、紙媒体で申請する場合は、書留などご自身にて到達が確認できる方法においてご提出いただきますようお願いいたします。

5. 事業計画書の誤入力・誤記入について

事業計画書の内容について、誤入力・誤記入が大変多くなっております。提出の際には今一度事業計画書の内容を確認の上、提出をお願いいたします。

特に、「太陽電池の合計出力」の欄に、誤って「発電出力」を入力・記入するケースが多く報告されております。「太陽電池の合計出力」は太陽光パネルの合計出力で、「発電出力」は太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力として認定情報に登録されているものですので、お間違えのないようご注意ください。

また、平成29年3月31日までに運転を開始している設備以外につきましては、下記掲載の電力会社との接続の同意を証する書類の添付が必要となりますので、ご留意ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename.html#douj